

◎適応策：今後避けることのできない地球温暖化への適切な対処(適応)策

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(2009.2策定)

第7章 地球温暖化の適応策等

- (1) 地域における温暖化の影響と適応策
- (2) 温暖化適応策の考え方
- (3) 温暖化適応策に関する今後の課題→知見や対策等を蓄積し、情報共有化が重要。

埼玉県地球温暖化対策推進条例(2009.3制定)

第二条(定義)

二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。

第八条(県の地球温暖化対策)

県は、次に掲げる事項に関する地球温暖化対策を実施するものとする。

(中略)

十四 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関すること。

適応策の庁内推進体制の整備

- 最新の研究成果を踏まえつつ、本県の地球温暖化対策を効果的に推進するため、中長期的な視点で適応策を検討する
- H25(2013)年度に予定される「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しに向け、新たな施策を打ち出す ⇒ 庁内に更に浸透させる努力が必要

地球温暖化対策推進委員会
(議長:副知事、委員:各部長)

大規模事業所等専門部会ほか
(部会長:温対課長、部会員:関係課長)

適応策専門部会(H24.2設置)
(部会長:温暖化対策課長、部会員:土地水政策課長、消防防災課長、大気環境課長、自然環境課長、環境科学国際センター研究推進室副室長、健康づくり支援課長、生産振興課長、森づくり課長、道路環境課長、河川砂防課長、都市計画課長)

適応策専門部会作業部会
(専門部会員:専門部会所属の各課職員)

地球温暖化対策推進委員会幹事会
(幹事長:環境部副部長、幹事:各主管課長)

温暖化適応策の検討会(H24.11～、農林部(生産振興課&農総研)と協働)

- 各分野別の部門別計画を策定・見直す際に温暖化のリスクについて検討し、各部門がそれぞれ適応策を盛り込むよう誘導する。
- 適応策を検討する際の統一したガイドラインを策定することを目指して、過去に実績のある農林部と検討を進める。

〈検討のながれ〉

- ① 現在の研究状況報告⇒環境部は適応策、農林部は米の高温被害等の研究状況



- ② ガイドラインの叩き台案を提示、温暖化の影響と適応策を検討方法を決定



- ③ 米と麦に関する温暖化の影響と適応策を検討、今後の方向性を検討

内外の動き

- ① 国レベル! ⇒研究者、国

◎IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書の報告
第2作業部会(影響・適応・脆弱性)報告書(平成26年3月“横浜市”で承認予定)

◎政府全体の適応計画の策定(平成27年3月)
← 科学的知見とりまとめH24年度末、予測・評価方法の策定・実施H25年度末

- ② 関東ブロックレベル⇒国ブロック機関、九都県市首脳会議

◎国はブロックレベルで研究会(2/28関東地方環境事務所と九都県市首脳会議合同実施)

◎九都県市首脳会議では温暖化特別部会で年間通じて研究会(1都3県の温暖化地図)

- ③ 各都県市⇒それぞれ内部で検討

◎それぞれ内部で気候変動の影響や適応策を検討